

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和9年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和9年3月31日まで) |

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
(参考送付先)

殿

警察庁丁運発第193号  
令和3年9月3日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

免許用写真の添付に関する申請者の利便性の向上について(通達)

各都道府県警察においては、従来から、運転免許証の更新手続等に関する利便性の向上に努めているところであるが、免許用写真の添付に関する申請者の利便性の向上を図るため、各都道府県警察の実情に応じ、下記により適切に対応されたい。

#### 記

#### 1 免許用写真の添付を要しない即日交付窓口の拡大

運転免許証の作成に当たっては、直接型撮影装置により申請者の免許用写真を撮影する方式、複写型撮影装置により申請書の添付写真から免許用写真を撮影する方式等があるが、免許用写真の添付を要しない者の範囲を拡大するため、更新された運転免許証の即日交付が可能な窓口を拡大するよう努めること。

特に、警察行政のデジタル化の取組の一環として、令和4年度から順次、都道府県警察の運転者管理システムを警察庁が整備する共通基盤に移行させることとされているところ、こうした時機を捉え、国民の利便性を向上させる観点から、更新された運転免許証の即日交付を実現するための資機材(直接型撮影装置、免許証印刷装置等)の新規導入に努めること。

#### 2 免許用写真を添付した申請者に対する適切な対応

運転免許証に使用される写真については、その目的に鑑み、写真上の容貌等は社会通念上、個人識別が容易にできるものでなければならないが、免許用写真を添付した申請者がその再撮影等を求められた場合の申請者の負担を踏まえると、申請者が添付した写真について、免許用写真として許容できるものであるにもかかわらず、これを免許用写真として受け付けないといったことがないようにしなければならない。

このような基本的な考え方にに基づき、具体的な事例ごとの考え方について、別添「申

請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する許容範囲」を参照の上、各都道府県警察において免許用写真の基準を定め、公表すること。また、当該基準に基づき、各都道府県警察及び各警察署のウェブサイト等に掲載されている免許用写真として不適当な写真の具体例を見直すとともに、更新窓口等において適切な対応を行うこと。

また、更新窓口等において、申請者が添付した写真を免許用写真として受け付けられないこととする場合は、当該写真について、免許用写真として許容できないと判断した理由を明確に説明するとともに、当該窓口申請者の写真を撮影する装置が整備されていない場合又は申請者が当該装置による撮影を希望しない場合は、当該窓口がある施設内又はその周辺において免許用写真の撮影が可能な証明写真機の設置場所等について、できるだけ多くの選択肢を示して情報提供すること。

なお、免許用写真の撮影装置が整備された運転免許試験場等の更新窓口において、申請者が持参した写真による免許証の作成を希望した場合には、「免許用写真の取扱いについて（通達）」（平成31年4月5日付け警察庁丁運発第69号）に基づき適切に対応すること。

### 3 免許用写真に関する情報の提供

各都道府県警察及び各警察署のウェブサイト上において、更新窓口等における即日・後日交付の別、免許用写真の添付の必要性の有無等を周知するとともに、免許用写真を添付する必要がある窓口については、当該窓口がある施設内又はその周辺において免許用写真の撮影が可能な証明写真機の設置場所等について、できるだけ多くの選択肢を示して情報提供すること。

また、免許用写真として不適当な写真の具体例について、各都道府県警察及び各警察署のウェブサイト上において、国民にとって分かりやすい形で周知すること。

別添

## 申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する許容範囲

### 1 基本的な考え方

道路交通法施行規則に規定する写真の要件を満たすものであることを前提とし、その上で、容姿等については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本とする。

具体的には、個々の場合に依じて判断することとなるが、写真を添付した申請者がその再撮影等を求められた場合の申請者の負担を踏まえ、申請者が添付した写真について、道路交通法施行規則の要件に合致し、かつ、個人識別が容易にできるものであるにもかかわらず、これを免許用写真として受け付けないといったことがないようにしなければならない。

参考：道路交通法施行規則第 17 条第 2 項第 9 号に規定される申請用写真

「申請前 6 月以内に撮影した無帽(免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」

### 2 具体例

#### (1) 「無帽」(頭髮に係るものを含む。)について

- ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはそのことをもって個人識別に支障があるとは考えられないことから許容できる。
- スカーフ等の使用は、(病気等で髪の毛が抜けているなど)やむを得ない事情により使用している場合は許容できる。
- かつらを使用している者や髷を結っている者など、それがその者の日常生活の形姿である場合は許容できる。
- 「無帽」の具体例に関しては、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について(通達)」(平成 30 年 12 月 28 日付け警察庁丙運発第 64 号)及び「道路交通法施行規則の改正に伴う運用上の留意事項について(通達)」(平成 30 年 12 月 28 日付け警察庁丁運発第 263 号)についても参照されたい。

#### (2) 「正面」について

- ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものであれば許容できる。

#### (3) 「上三分身」について

- 顔のみのものや上半身のものは、様式に著しく合致しないことから許容できない。

#### (4) 「無背景」について

- 無背景でも、背景の色が極端な原色(赤、黒等)のものなど、背景の色がきつく、個人識別が容易でないものについては許容できない。

#### (5) 顔の表情等

- 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。
- 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。
- ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支障はないと考えられ許容できる。

#### (6) 眼鏡等の使用について

- 眼鏡(視力の矯正を目的としないものを含む。)を使用している者については、眼鏡条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには、許容できる。
- サングラスを使用している者については、病気や負傷等による必要のために使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときを除き、許容できる。  
なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気等のない者についても許容できる。